

改正

令和3年3月31日告示第34号

令和4年9月30日告示第123号

令和5年3月31日告示第21号

かすみがうら市保育士等人材バンク設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の民間保育所及び認定こども園（以下「民間保育所等」という。）での就労を希望する者を支援し、市内での教育及び保育等の担い手を増やすことを目的としてかすみがうら市長が設置する、かすみがうら市保育士等人材バンク（以下「人材バンク」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象者)

第2条 人材バンクの登録対象となる者は、市内の民間保育所等において次の各号に掲げる職種での就労を希望する者とする。

- (1) 保育士
- (2) 保育補助者
- (3) 幼稚園教諭
- (4) 保健師
- (5) 看護師
- (6) 准看護師
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

(登録の申込み)

第3条 人材バンクへの登録を希望する者は、かすみがうら市保育士等人材バンク登録申込書兼同意書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、資格又は免許を有する者は保育士証等の資格を証する書類の写しを添付するものとする。

2 市長は、登録申込書の提出があったときは、かすみがうら市保育士等人材バンク登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項に規定する登録者名簿により、かすみがうら市保育士等人材バンク登録者一覧（様

式第3号。以下「登録者一覧」という。)を作成し、別に定める市内の民間保育所等の長に限り、閲覧に供するものとする。

(登録の通知)

第4条 市長は、前条の規定により人材バンクに登録したときは、かすみがうら市保育士等人材バンク登録通知書(様式第4号)により、申請者に対し通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 人材バンクの登録の有効期間は、登録を完了した日の属する年度の翌々年度末までとする。

(登録の変更)

第6条 人材バンクに登録された者(以下「登録者」という。)は、登録内容に変更が生じたときは、速やかにかすみがうら市保育士等人材バンク登録内容変更届(様式第5号。以下「変更届」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の変更届を受理したときは、速やかに登録者名簿及び登録者一覧の内容を変更するものとする。

(登録の取消し)

第7条 登録者は、人材バンクの登録を取り消したいときは、かすみがうら市保育士等人材バンク登録取消届(様式第6号。以下「取消届」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、登録者が第2条に規定する者として不適格と認められるときは、当該登録者の登録を職権で取り消すものとする。

3 市長は、前2項の規定により登録を取り消したときは、かすみがうら市保育士等人材バンク登録取消通知書(様式第7号)により当該登録者に通知するものとする。

(登録者一覧の閲覧)

第8条 登録者一覧を閲覧しようとする民間保育所等の長は、かすみがうら市保育士等人材バンク登録者一覧閲覧申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(登録情報の提供)

第9条 人材バンク登録情報の提供を受けようとする民間保育所等の長は、かすみがうら市保育士等人材バンク登録者情報提供申込書兼誓約書(様式第9号。「以下「情報提供申込書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、民間保育所等の長から情報提供申込書の提出があったときは、登録申込書の写しを提供するものとする。

(個人情報保護)

第10条 人材バンクに関する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取扱わなければならない。

2 前条第2項の規定により登録申込書の写しの提供を受けた民間保育所等の長は、提供された個人の情報を他人に漏らし、目的以外の用途に使用し、又は市長の承諾を受けずに複写若しくは複製してはならない。

（委任）

第11条 この告示に定めるもののほか、人材バンクの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年11月30日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第34号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日告示第123号抄）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第21号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。